

平成 30 年度 事業計画

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 【平成30年度事業の運営方針】

昨年度は食品衛生法懇談会で健康食品が取り上げられ様々な議論がなされたが、今年度はこれを受け厚生労働省で食品衛生法の改正に向け動き出す。このような背景を受け当協会は平成30年度も、健康食品の安全確保を念頭に「認定健康食品（JHFA）マーク」制度、「GMP」認定や「安全性自主点検」の認証事業を引き続き運用していく。また国の施策への協力に関する公益事業として認定されている保健機能食品（特定保健用食品、機能性表示食品、栄養機能食品）並びに特別用途食品に関する支援及び普及啓発事業については、同制度の改善及び発展に向けて、関係省庁との調整を通じ積極的な関与を行っていく。

具体的な取り組みは以下のとおり。

認定健康食品（JHFA）認定事業については高品質の健康食品の証である国内唯一の品質規格認定制度としての基盤の下、時代にあった制度の在り方を考えると共に、既存の規格基準および表示広告基準の見直しを進める。また、JHFAの規格基準設定のプロセスが健康食品の安全性確保における重要な要素である適切な製品設計に繋がることも周知啓発していく。

健康食品GMP認証については、食品衛生法改正に伴い、全ての食品関連事業者にHACCP導入を義務化する方針が示されたことから、平成30年度は、農水省補助事業として作成した健康食品GMPベースの「健康食品事業者向けHACCP導入ガイドライン」を活用した説明会を実施する。またGMP製品マーク認定事業では、新たに“機能性表示食品枠”を設定し、製品マークの取得を積極的に働きかける。

健康食品の安全性確保については、今回の法改正の柱の一つであり、安全性自主点検認証事業はその意義・重要性が高まっている。そこで昨年度に行なった事業者向けの情報収集セミナーが好評であったことから、平成30年度はその内容をブラッシュアップして実施し、安全性自主点検認証の拠り所である安全性の評価手法の周知・啓発を通じて、健康食品の更なる安全性向上に貢献していく。

機能性表示食品制度の施行から3年が経過し、公表数並びに販売数共に特定保健用食品を

超える多くの届出が出されているが、新しい制度ゆえ、課題や広告の妥当性等の問題点等が少しずつ顕在化されてきている。平成30年度は、消費者庁と調整中の届出資料事前チェックリストに基づいた届出書類の事前点検業務を開始するとともに、広告部会として準備してきた機能性表示食品広告審査会を本格稼働する。これらを通じて、会員企業と消費者庁のパイプ役を担うとともに、機能性表示食品制度の普及・向上に努める。

特定保健用食品については、特定保健用食品部の部会活動を支援し、疾病リスク低減表示の活用、審査過程の「見える化」を含めたスピードアップ等の課題について引き続き取り組みを行っていく。更に広告の分野においても特定保健用食品広告審査会の活動により、業界の意識向上を図るとともに、インターネットにおける広告のあり方についても検討する。

また特別用途食品については、昨年に改正された「特別用途食品の表示許可等について」の通知が今年4月1日より施行になるが、更に総合栄養食品とえん下困難者用食品の申請品目増加に向けた許可基準の見直しについて、特別用途食品制度の活用に関する研究会を中心に事業者側の意見・要望をまとめていく。

昨年7月に立ち上げた表示広告相談室では、健康食品等の製造・販売事業者や広告媒体事業者を対象に、適正な健康食品等の広告相談に応じているが、平成30年度は、広く表示広告に関する事業者の理解を深めるためにセミナー等も合わせて実施する。

このような具体的な事業を展開する一方で、現行の健康・栄養機能表示を認める保健機能食品制度は、特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品と、個々の基準は確立されているものの消費者に判り易いとは言い難い状況にあるのも確かであり、将来に向けて制度のあり方を検討する時期に来ていると考えられることから、会員企業の参加のもと、保健機能食品のあり方の検討に着手する。

平成 30 年度事業計画

I. 総務部関係

公益財団法人としての機関(理事会、評議員会)運営に関する業務及び内閣府への報告・届出業務、会計・経理業務、庶務、施設管理に関する業務の他、九州支部の運営支援を行う。併せて収益事業として協会施設の賃貸業務、及び関係団体の事務代行業務等を行う。

また、健康食品に関する消費者アドバイザースタッフである食品保健指導士の養成のための全 4 日間の講習会の実施と同資格の認定事業、及び資質向上のためのフォローアップ事業を行う。

なお平成 30 年度より、協会会員枠を拡大し 4 部構成として会員が関与できる事業の充実を図るが、将来的な協会組織づくりに向けて、特に会員制度の在り方について検討を始める。

事業の拡大に対応するため、平成 24 年度から実施している実務研修制度を活用し更なる人材確保に努める。

1. 法人組織の運營業務

- ・ 定時評議員会を平成 30 年 6 月に、臨時評議員会を平成 31 年 3 月に開催予定
- ・ 通常理事会を平成 30 年 6 月及び平成 31 年 3 月に、臨時理事会を平成 30 年 6 月に開催予定
- ・ 役員候補選出委員会を平成 30 年 6 月に開催予定

2. 会員、関連団体に関する業務

- ・ 平成 31 年新春賀詞交歓会を平成 31 年 1 月 16 日（水）に開催予定
- ・ 平成 30 年度協会表彰の実施

3. 公益財団法人の運営

- ・ 内閣府への定期報告(事業計画・予算と事業報告・決算等)、及び変更届出を随時
- ・ 定款及び法令に基づく財務状況、事業内容の公表

4. 収益事業の実施

公益事業の安定的な運営を図るため、当協会建物内の区画の賃貸、2 階・3 階会議室の貸出、及び関係団体事務代行業務の受託を行う。

- ・ 賃貸業務：健康と食品懇話会、薬業健康食品研究会、健康食品産業協議会、及び日本流動食協会（4 団体）
- ・ 事務代行受託業務：健康と食品懇話会、薬業健康食品研究会、FFDA、及び日本流動食協会（4 団体）

5. 食品保健指導士の養成に係る事業

各方面へ食品保健指導士養成講習会の積極的な広報活動を行い、受講者の増に努める。

- ・ 食品保健指導士養成講習会を2回開催
第47期講習会(福岡：九州支部) 平成30年7月28日～31日(予定)
第48期講習会(東京) 平成30年10月24日～27日(予定)
- ・ 食品保健指導士修了評価認定試験を2回実施
第47期、及び第48期講習会の修了後に実施予定
- ・ 平成30年度末に有効期限を迎える食品保健指導士の資格更新手続き
- ・ 食品保健指導士フォローアップ事業(日本食品保健指導士会委託事業)の年間7回実施

6. 人事・職員研修・会計・庶務

- ・ 各種委員会委員の委嘱業務、必要に応じ職員研修の企画開催、会計・経理業務、各種契約業務、実務研修生に関する業務、その他庶務及び施設管理に関する業務等

7. 九州支部の運営支援

九州支部の事業計画については下記のとおり。

平成30年度九州支部事業計画

1. 九州支部総会の開催

- ・ 通常総会 平成30年4月25日に開催予定
- ・ 臨時総会 平成31年1月23日に開催予定

2. 九州支部運営委員会の開催

- ・ 九州支部の運営及び事業実施の検討のための、支部運営委員会を開催する。年2回の開催を予定。(平成30年4月、及び平成31年1月)

3. 食品保健指導士養成講習会の開催

- ・ 第47期食品保健指導士養成講習会の実施(平成30年7月)

4. 九州支部研修会・セミナーの開催

- ・ 協会の各認定認証事業や、保健機能食品、特別用途食品に関する研修会を開催する。年4回の開催を予定。(平成30年4月、7月、10月、平成31年1月)

5. 普及啓発・広報・連携活動

- ・ 九州地区における関連イベントに積極的に参加し、協会事業やJHFA・GMP・安全性認証に関する広報活動を行い、協会・支部会員増、及び健康食品に係わる各種認定取得企業の増を図る為の普及活動を展開する。またそれらの活動を通じた当該地区における健康食品業界の活性化と行政機関及び関連諸団体との連携強化を図るほか、支部の新春賀詞交歓会を開催する。

6. その他

- 九州地区での協会主催による講習会、説明会等の開催に関する協力。

II. 健康食品部関係

1. 認定健康食品(JHFA)マークに関する事業

JHFAマークは当協会が設定した健康食品に係る規格基準（現在 69 種類の食品群）に適合した製品に付けられる認定マークである。この JHFA の規格基準は、関連事業者からなる専門部会が提出した原案に対する学識経験者による厳しい審議を経て承認後、公示されたものである。JHFA マークの認定審査においては、申請者が提出した製品の配合内容、製造方法、品質などにかかわる検査結果、パッケージなどの資料について審査委員が審議し合否の判定を行っている。昭和 61 年（1986 年）に発足した JHFA マーク制度は高品質の健康食品の証として、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の判断に貢献している。

平成 30 年度は、JHFA マーク制度の維持・発展に向けて、JHFA の品質規格基準設定の考え方が、健康食品の安全性確保における重要な要素である適切な製品設計に繋がることを事業者や消費者に周知啓発する活動に注力する。また、健康食品の安全性確保における当協会の認定・認証 3 事業の役割上の JHFA の位置付けを明確にした上で JHFA の制度上の見直しに着手する。

認定健康食品(JHFA)マーク製品登録数

	H 19 年度		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度 (12 月末)
新規	25		19	27	9	11	17
総数	594		364	353	317	307	287

(1) 認定事業

- 新規申請：10 件（認定健康食品認定審査会：6 回開催）
- 更新申請：91 件
- 更新審査の実施：91 件
- 定期検査の確認：随時

(2) 既存規格基準の見直し

- 認定健康食品規格基準検討会：1 回開催
既存規格基準の問題点の抽出と是正

(3) 今後の JHFA マーク制度の在り方の議論と制度設計

(4) 認定健康食品(JHFA)マーク普及啓発体制の強化

- 東日本大震災応援キャンペーン

- ・ 東京都薬剤師会との相互協力体制確立
- ・ 日本生活協同組合連合等、消費者団体、事業者との相互協力体制構築（認定健康食品マークの紹介、普及啓発の手段・方法の模索）

2. GMP 製造所認定等に関する事業

GMPとは、製品及び原材料の安全性やより良い品質を担保するために、製品及び原材料の製造管理および品質管理にかかる管理指標を設定し、その指標の遵守を審査し認証する制度である。当協会は健康補助食品GMP認定事業を平成17年（2005年）に開始し、平成26年（2014年）には厚生労働省の支援のもとで運営されている健康食品認証制度協議会より、健康食品GMP認証機関として第1号の指定を受けている。

平成30年度はHACCP導入義務化への対応として、健康食品GMPをベースとして平成29年度に作成し会員企業に配布した健康食品事業者向けHACCP導入手引書の説明会を実施し、HACCP導入手引書の内容の周知を図る。また、GMP製品マークの登録増に向けた具体的方策を講じる。

GMP 認証登録工場数及び製品マーク許可製品数

		H 19 年度		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度 (2 月末)
工場	新規	12		10	11	10	14	12
	総数	37		95	106	116	129	137
製品	新規	9		31	26	38	25	25
	総数	15		94	108	136	135	137

(1) 工場認定事業

- ・ 認定数
製品GMP・原材料GMP：新規10工場、更新41工場
- ・ 工場認定審査会：12回開催
- ・ 認定工場のレベルアップ
中間実地調査：1回／年（93工場）
GMPセミナーへの参加義務付け：2名／認定工場／年
（北海道、沖縄及び小規模製造所は1名とする）
- ・ 工場認定審査会の効率的運用、審査の在り方見直し【新規】
- ・ 「GMP教育セミナー」⇒平成30年度は「HACCP導入手引書説明会」として実施（東京2回、大阪・福岡で各1回、計4回）

通常は、認定工場の管理責任者及び従業員並びに関連事業者を対象とした実践的なセミナー（最新情勢を含む）であるが、平成30年度はHACCP導入手引書の説明会として実施する。**【新規】**

- ・ 「GMP普及セミナー」（年1回東京で開催）

健康食品GMPの現場での適正かつ円滑な運用を推進するために、認定工場管理者などのGMPに対する理解を深める。認定工場におけるトップダウンの指導による従業員の意識改革に繋げる。また、健康食品製造施設の管理者としての視野を広げて頂くため、国内外の食品業界の最新情報や注目すべき動きなどを紹介する。

(2) 製品マーク認証事業

- ・ 製品マーク取得製品数の増加を図るため、新たに“機能性表示食品枠”を設定する。対象製品については、通常の登録品に比べ登録情報の管理が容易なことから登録管理料を半額にすると共に、製品マークの取得を積極的に働きかける。

【新規】

- ・ 認証数：機能性表示食品以外（新規30件、継続100件）、機能性表示食品（新規30件、継続10件）
- ・ 製品マーク表示審査会：20回開催
- ・ GMP製品マーク認証手続きの見直し、その他事務作業の効率化

(3) GMP調査員会議

- ・ 調査内容の均一化と調査員の質的向上。
- ・ 平成30年度はHACCP導入手引書への調査員の理解促進に注力。

年3回開催（東京2回、大阪1回）

(4) GMP推進事業

- ・ 認定工場の視察
- ・ ホームページの構成の変更・追加

3. 健康食品安全性自主点検認証に関する事業

健康食品安全性自主点検認証マークは、健康食品の原材料や最終製品の安全性について事業者が実施した自主点検結果を学識経験者からなる審査会が審議し、適正と判定した場合に認められている。自主点検において、申請者は機能発現を意図して使用する（機能性を訴求する）原材料（素材・成分）の食経験情報、健康被害情報、更に安全性に関する学術情報を収集し、追加の安全性試験実施の必要性判断や摂取目安量の設定根拠などを示す必要がある。尚、当協会は厚生労働省の支援のもとで運営されている健康食品認証制度協議会より、認証機関として指定を受けてい

る。

平成 30 年度は、平成 29 年度に行なった事業者向けの情報収集セミナーの内容をブラッシュアップして実施する。安全性自主点検認証の拠り所である安全性の評価手法の周知・啓発を通じて、健康食品の更なる安全性向上に貢献していく。

また、食品衛生法改正と併せて安全性自主点検事業の重要性を広く訴え認証取得を促す。

安全性自主点検認証登録原材料及び製品登録数

		H22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度 (12 月末)
原材料	新規	62	72	10	12	11	6	3	3
	総数	62	134	144	145	144	148	125	114
製品	新規	1	8	1	1	1	0	0	2
	総数	1	9	10	11	11	11	11	12

(1) 認証事業（原材料、製品）

- ・ 新規 7 件（原材料 5 件、製品 2 件）
- ・ 更新 12 件（原材料 10 件、製品 2 件）
- ・ 安全性自主点検審査委員会：5 回開催

(2) 安全性認証登録希望者に対する支援

- ・ 認証登録と自主点検・評価に関する指導等

(3) 安全性に関する普及啓発事業

- ・ 会員専用ホームページに健康食品に関連する安全性情報の収集先など整備し、安全性確保の認識向上を図る。
- ・ 事業者の安全性に関連した情報収集能力向上を図るための実践的セミナーを開催する（福岡：4 月、東京：5 月）

4. 表示広告相談関連事業

健康食品等の表示広告の適正化の推進のため、平成 29 年 7 月に表示広告相談室を立上げ、当協会の会員限定で表示広告の無料相談を開始した。また、消費者庁、公益社団法人日本広告審査機構のご協力を頂きセミナーを開催した。

平成 30 年度は、相談事業対象を協会会員及び賛助会員とし、引き続き無料で実施する。また、適正な表示広告の解説リーフレットの作成・配布を行なうと共に、適正な表示広告の普及啓発活動として、実践セミナーを複数回開催する。

なお、平成 29 年度（7 月～1 月）の実績は、相談件数が 78 件（相談企業数 22 社）、

面談件数が16回（面談企業数14社）であった。

(1) 表示広告相談事業

新規相談数 120件

新規面談数 25回

(2) 適正な表示広告の普及啓発事業

・ 「表示広告実践セミナー」の開催 **【新規】**

当協会会議室にて7月、11月に開催、参加者40名/回。福岡で7月に開催、参加者50名。表示広告相談の実例を交えて実践的な内容で開催する。

・ 適正な広告表示の解説版リーフレットの作成と配布 **【新規】**

（仮称）「適正な広告表示とは？～健康食品の科学的根拠Q&A～」

5. その他、普及・啓発活動等（健康食品部共通）【新規】

・ 日健栄協セミナー（東京で10月～12月に1回開催、参加者200名）

食品衛生法改正に伴い、その説明会と健康食品の安全性確保に関するコンテンツを盛り込んだセミナーを行なう。尚、「東京都出前型コンプライアンス講習会」制度*を活用して健康食品販売における問題事例に関するセミナーも合わせて開催する。

* 東京都生活文化局が、事業者団体等のニーズに合わせて講師を紹介・派遣する制度

Ⅲ. 機能性食品部

機能性食品部では、機能性表示食品制度開始当初より、会員・非会員を問わず届出を支援するために、事業者の届出資料の作成を支援する「届出支援事業」と、届出に関する専門的な相談に対応する「分野別相談事業」を行ってきた。また、機能性表示食品制度の普及を目指し、会員、関係団体及び行政機関と連携し、様々な活動を行ってきた。平成30年度もこれらの事業や活動を継続して実施していく。

1. 機能性表示食品の届出支援

機能性表示食品の届出を希望する事業者の届出資料の作成について、機能性、安全性、製造工程、品質管理、容器包装表示に関する支援を行う。特に、機能性については、事業者に代わって研究レビューを実施する。

2. 機能性表示食品の分野別専門相談

機能性表示食品の届出について、分野別（機能性、安全性、容器包装表示、製造工程管理等）の専門相談を受け付ける。

< 専門相談件数 >

年度	会員	一般
平成 27 年	104	62
平成 28 年	99	30
平成 29 年（1 月末現在）	109	11
平成 30 年（予定）	150	

3. 機能性表示食品の届出資料の事前点検事業

平成 29 年度、30 社の会員で構成された届出資料検討部会とともにまとめ、3 月中に消費者庁の合意が得られる予定のチェックシートを用いて、平成 30 年 4 月より、新たに「届出資料の事前チェック事業」（変更届を含む）を立ち上げる。【新規】

<事前点検件数>

年度	届出資料	変更届
平成 30 年（予定）	20	5

4. 会員、関連団体、行政機関と連携した機能性表示食品制度の普及

（1）機能性表示食品制度に関する情報の提供

消費者庁及び健康食品産業協議会と連携し、機能性表示食品制度に関する情報の提供を行う。

（2）機能性表示食品広告審査会

機能性表示食品の広告に関して、前年度の広告部会における模擬審査等の検討を受け、当協会独自の審査機関として、広告審査会を新設する。【新規】

（3）機能性表示食品担当者意見交換会

前年度より、毎月、消費者庁と当協会も含む業界団体が機能性表示食品制度の課題について意見を交換する担当者会議が開かれている。そこで、平成 30 年度もガイドライン改正や Q&A 案、届出資料の事前点検のあり方などについて議論を進めていく。

IV. 特定保健用食品部関係

1. 特定保健用食品の申請支援

- ・事業者の特定保健用食品申請に関する支援として、商品の企画・開発・申請など主として制度上の疑問についての《相談》、審査申請書や変更届の《申請チェック》、協会によるアドバイス《事務指導》を行う。平成 29 年度（平成 30 年 1 月末現在）までの実績は下表のとおり。

学術アドバイザーによる《学術アドバイス》の支援も行ってきたが最近の実績はない。

表 特定保健用食品申請支援の実績

件数 \ 年度	23	24	25	26	27	28	29
相談	53	57	91	62	23	32	22
申請チェック	7	15	25	21	11	19	16
事務指導	3	6	4	4	2	6	6
学術アドバイス	3	2	0	0	0	0	0

- ・平成 30 年度は技術部会でこれまで検討を続けてきた「特定保健用食品の開発・申請マニュアル」および「特定保健用食品の開発・申請マニュアル<Q&A 集>」の改訂版を発行し、平成 29 年に度発行した「安全性評価の現状（第Ⅱ版）」と併せて申請支援ツールとして活用を図る。

2. 特定保健用食品講習会及び説明会の実施

- ・特定保健用食品の開発や申請業務の参考となるように、審査・申請の実際や実務、開発と許可取得事例、ヒト試験や成分分析法などに関する複数の講演と、専門部会活動の報告を加えた講習会を東京と大阪で開催する。
- ・行政通知改正などに対応するための説明会を必要に応じて開催する。

3. 申請マスキング資料の閲覧・複写システムの運用

- ・申請経験の少ない企業の支援として、会員企業からいただいたマスキング済みの申請資料の閲覧と複写サービスを行う。資料閲覧の過年度実績は下表のとおり。

表 マスキング資料閲覧実績

件数 \ 年度	24	25	26	27	28	29
マスキング資料閲覧	33	14	12	13	6	4

4. 「特定保健用食品広告審査会」の開催と運営

- ・広告審査会：テレビ、新聞、雑誌における特定保健用食品の広告を対象として、第三者委員 4 名を含む 7 名の審査委員による広告審査会において、関係法令と「特定保健用食品」適正広告自主基準などにに基づき年間 2 回審査を行う。審査会は平成 25 年に開始し、これまでに 7 回実施している。
- ・審査結果を事業者にフィードバックするとともに公表し、行政機関へも連絡を行う。

5. 専門部会（技術部会、コミュニケーション部会、広告部会）活動の推進

- ・技術部会は例年 60 名以上の参加があり、参加者は、保健の用途拡大を目指して健康強調表示制度の調査・研究等を行うワーキンググループ（WG1）、特定保健用食品開発・申請マニュアルの改訂や規格基準型トクホの拡大等制度運用全般に関する課題を検討する WG2、トクホの安全性に関連する調査・研究を行う WG3 に分かれて活動を行う。
- ・ワーキンググループを統括する幹事会を運営するとともに、技術部会でまとめた見解や調査・研究結果をもとに行政に迅速に対応するために必要な場合はプロジェクトチームを設置する。
- ・コミュニケーション部会では、[トクホ]ごあんない【2018 年版】の検討や出張セミナーなどによりトクホの普及・啓発に取り組む。
- ・広告部会では広告審査会の運営や適正広告自主基準の改定に関する検討を行う。
- ・特定保健用食品部会員を対象に広告審査結果に関する研修会を開催する。研修会では、問題ありと判定された広告の審査内容などを説明するとともに、広告の規制全般に関する情報の提供を予定している。
- ・技術部会、コミュニケーション部会、広告部会の活動内容は、中間報告会、特定保健用食品講習会で報告し、さらに改正通知等の関連情報とともに平成 29 年度活動報告書「特定保健用食品のあり方 18 技術部会・コミュニケーション部会・広告部会」にまとめて公表する。

6. 普及啓発活動

- ・地方自治体・団体や大学などから依頼を受け、特定保健用食品の制度や適切な使用の説明等に関するセミナーを行い、普及・啓発に努める。

7. トクホごあんない【2018 年版】の作成及び開発・申請マニュアルの改訂

8. 2018 年度市場規模調査の実施（2013 年度から毎年実施）

V. 栄養食品部関係

1. 特別用途食品の申請支援

- ・事業者に対する特別用途食品の申請支援として、《申請相談》と《申請書チェック》、学術専門委員による《学術アドバイス》の支援を行う。平成 29 年度（平成 30 年 1 月末現在）を含む過去 5 年間の実績は下表のとおりであり、学術アドバイスの依頼はなかった。

表 特別用途食品申請支援の実績

件数 \ 年度	25	26	27	28	29
相談件数	3	10	4	2	1
書類チェック件数	1	1	0	0	1

- ・「特別用途食品の表示許可等について」の通知改正内容を反映する等、「特別用途食品申請の手引き」の改訂版を作成し、申請支援ツールとしての活用を図る。

2. 「特別用途食品制度の活用に関する研究会」の運営と活動

- ・「特別用途食品制度の活用に関する研究会」は、特別用途食品の積極的な活用と供給を目的に、特別用途食品制度の課題や今後の在り方を調査・研究し、制度を活性化することを目指している。研究会の主たる構成員は日本流動食協会または日本メディカルニュートリション協議会の加盟企業で、これら関連団体との連携を強化し、情報交換を密にしながら 3 つの分科会（えん下困難者用食品、総合栄養食品、低たんぱく質食品）と幹事会を運営している。
- ・えん下困難者用食品分科会は、とろみ調整用食品の申請が円滑に進められるよう課題に取り組むこととし、えん下困難者用食品の許可基準の見直しを検討する。総合栄養食品分科会では総合栄養食品の現行の許可基準の見直しを要望するとともに、たんぱく質などを強化した経口補助食品を新たな許可区分として追加することを検討する。その他、新たな許可区分の追加として病者用の食事セットを要望するための検討を継続する。

3. 「特別用途食品」申請担当者向けのセミナー

- ・「特別用途食品の表示許可等について」の改正通知が平成 30 年 4 月 1 日より施行になることから、申請実務担当者を対象に特別用途食品申請セミナーを開催する。【新規】

4. 改正通知施行による特別用途食品の普及活動

- ・改正通知施行による特別用途食品申請の留意事項の説明会を東京と大阪で開催し、制度の普及に努める

5. 「日本流動食協会」、「日本メディカルニュートリション協議会」等関連団体との連携強化

- ・特別用途食品、医療用途食品等に関する情報交換を図る。

6. 「2018 年度流動食の生産量調査」（日本流動食協会からの受託事業）

- ・日本流動食協会会員を対象とした流動食の生産量調査を行う。

7. 特別用途食品、栄養機能食品等に関する情報の収集

- ・病者用食品や介護に関わる食品なども含め、特別用途食品と栄養機能食品に関する情報を収集し、「特別用途食品制度の活用に関する研究会」の活動に役立てるとともに会員企業への情報発信に努める。

VI. 学術情報部関係

1. 学術誌の発刊事業

「健康・栄養食品研究」は健康食品（特定保健用食品、機能性表示食品含む）、特別用途食品等の、

有効性・安全性等の研究論文を掲載する査読付き学術誌として、平成 10 年 4 月より刊行し始めてから、途中休刊があったものの 20 年となる。平成 28 年度よりオープンアクセスのオンラインジャーナルとして復刊して 3 年目となり、さらなる投稿数の増加をはかる。

学術誌発刊実績

	20 年度	22 年度	23 年度	24～27 年度	28 年度	29 年度 (1 月末)
掲載論文数	10	3	3	休刊	2	2

(1) 編集委員会の開催

(2) 学術誌

- ・ 既掲載分をまとめた冊子体の作成
- ・ 協会ホームページ掲載と同時に J-STAGE へ掲載

2. 健康食品相談業務の実施

一般消費者を対象とした健康食品に対する電話相談業務を 20 年以上継続して行っている。一時期週 2 日としていたものを、一昨年 9 月より週 5 日として対応している。

開設時間：月～金曜日の午後 1 時～4 時（休日を除く）。

電話相談件数実績

	20 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度(1 月末)
件数	472	147	127	148	245	290

3. 国外の学術情報の収集、発信

CODEX、FDA の情報提供

- ・ CODEX の栄養・特殊用途食品部会、食品表示部会などの会議結果を掲載し会員へ発信する。
- ・ FDA からの健康食品関連通知を会員へ発信する。

VII. 渉外広報室関係

協会会員への情報提供として、定期的に発信しているメールマガジン、ホームページの運用を継続的に行う。メールマガジンについては、協会の取組み・考え方等に関する情報や、行政・業界の動向等をより一層充実させ、迅速に発信する。

情報発信数（29.4～30.1）

メルマガ【定期便】	20件
メルマガ【お知らせ・臨時便】	30件
プレスリリース	19件

また、一般消費者及び会員外の事業者への普及啓発、広報については、ホームページの活用、消費生活センター等への情報提供、展示会での講演と資料配布、各自治体・関連団体からの依頼による消費者セミナーでの講演を通じ、協会及び協会事業の認知度・知名度を高めるための広報活動を行う。

講師派遣（29.4～30.1）8件

- ・消費者庁（食品に関するリスクコミュニケーション）、日本健康科学学会、日本・栄養食糧学会、茨城県消費生活センター、タイ工業連盟（FDC委員会）、宮崎大学 他「機能性食品部」の会員枠新設に伴い、新規入会の渉外活動を積極的に行う。協会の認知度を高めることを目的とし、「協会マーク」を新たに作成する。

1. 情報の提供

（1）会員への情報発信

- ①メールマガジンの発行（定期便：2回/月、臨時便：緊急性に応じ随時）

協会の取組みや考え方、行政・業界の動向、セミナー・講習会の案内等をメルマガ配信で情報提供

- ②ホームページ・会員専用ページの運用

（2）報道関係への対応

- ①迅速なニュースリリースの発信

- ②メディア懇談会の開催（一般紙・業界紙）（各年2回）

協会からの事業説明と意見交換を行う

- ③協会事業の取材についての対応

2. 普及・啓発活動

（1）消費者及び会員外の事業者への広報・普及・啓発活動

- ①ホームページの運用

ホームページのアクセス数等を調査・解析し、内容の充実を図る

- ②講師の派遣

保健所、消費生活センター、市町村地域食生活推進委員会等からの消費者及び事業者対象

とするセミナー・講演会の講師派遣依頼に対応

③各種展示会でのセミナー講演、パネル展示及び資料配布等

ifia/HFE JAPAN、食品開発展 他

(2) 会員・賛助会員と一体となった広報活動の推進

当協会主催のセミナー・講習会会場で会員企業の展示による情報発信活動

(3) 新規入会の促進

機能性表示食品の届出を検討している非会員企業に対し、「届出支援」及び「分野別専門相談」に係る事業紹介を行い、入会を促進する。

(4) 「協会マーク」の作成

会員が自社の広告宣伝や名刺等に掲載することが出来るなどの「協会マーク」を作成する。

【新規】

協会の認知度向上と会員であることのメリットに寄与するため。

3. 行政機関及び諸団体との連携強化

(1) 内閣府、厚生労働省、消費者庁、農林水産省、経済産業省、消費者委員会、消費者団体等との情報交換

前年度に引続き、月に1度、機能性表示食品制度の運用について消費者庁と関係団体とで保健機能食品情報交換会を実施する。

(2) 関連団体との共催等によるセミナーの開催

一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会、公益社団法人日本広告審査機構、公益社団法人日本通信販売協会 他